

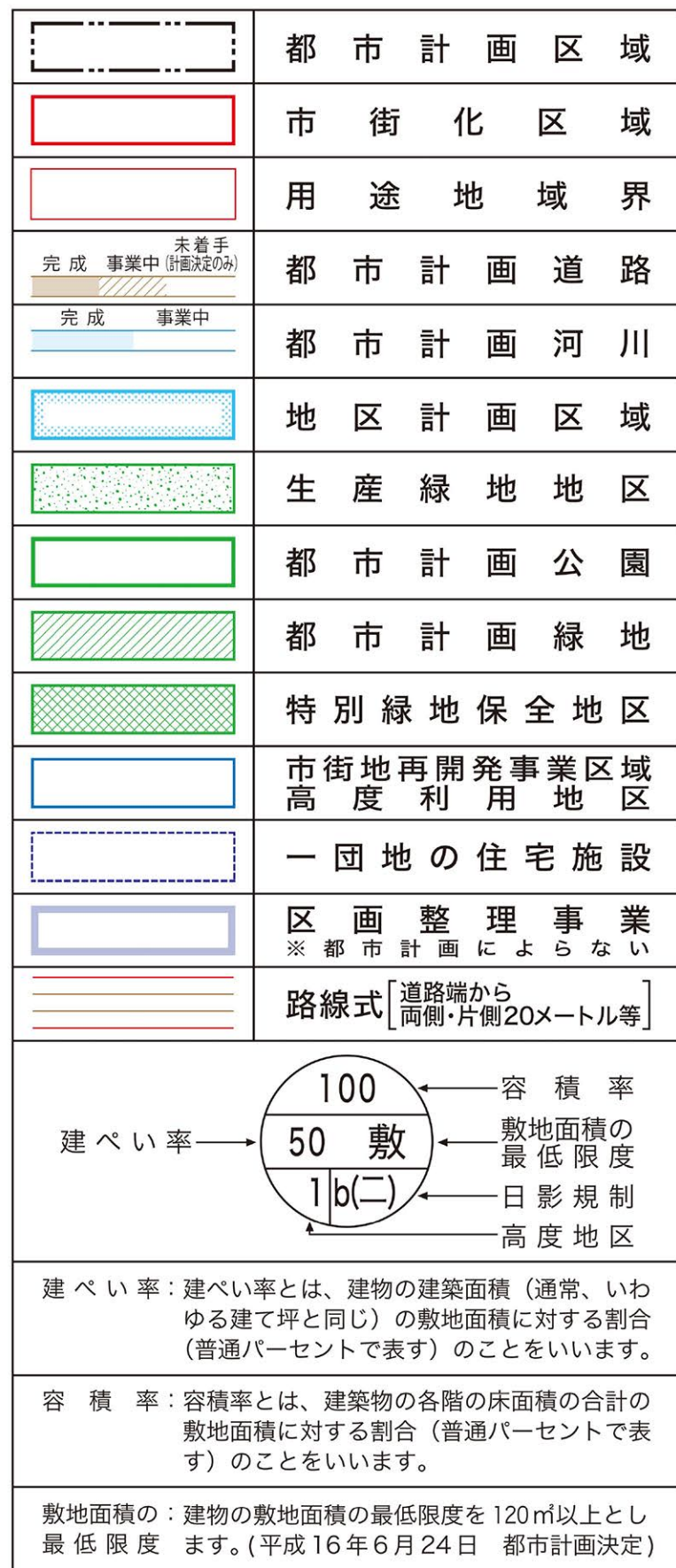
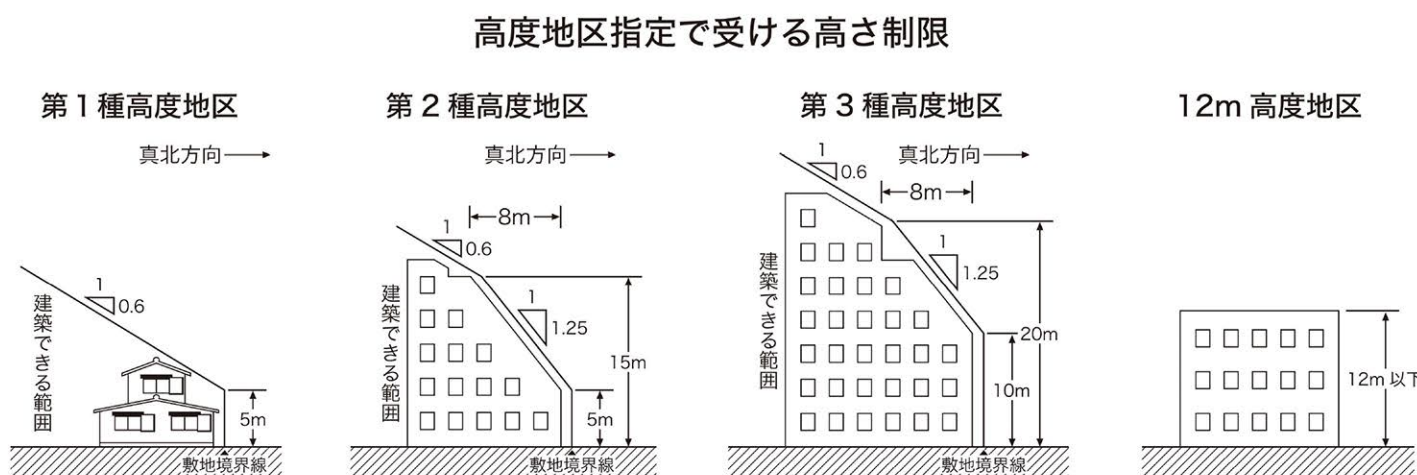
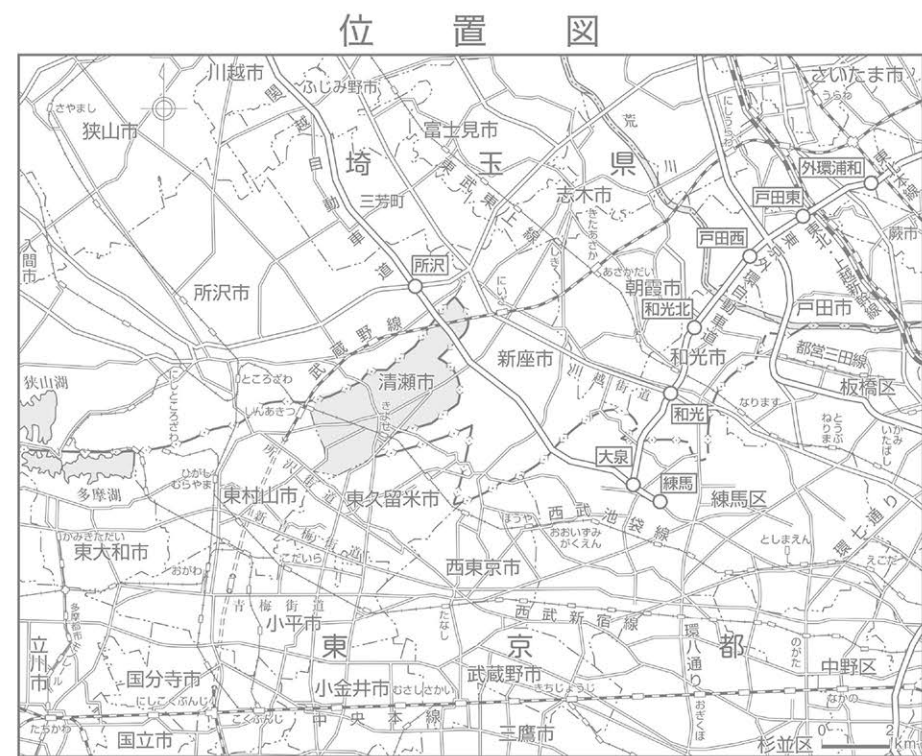
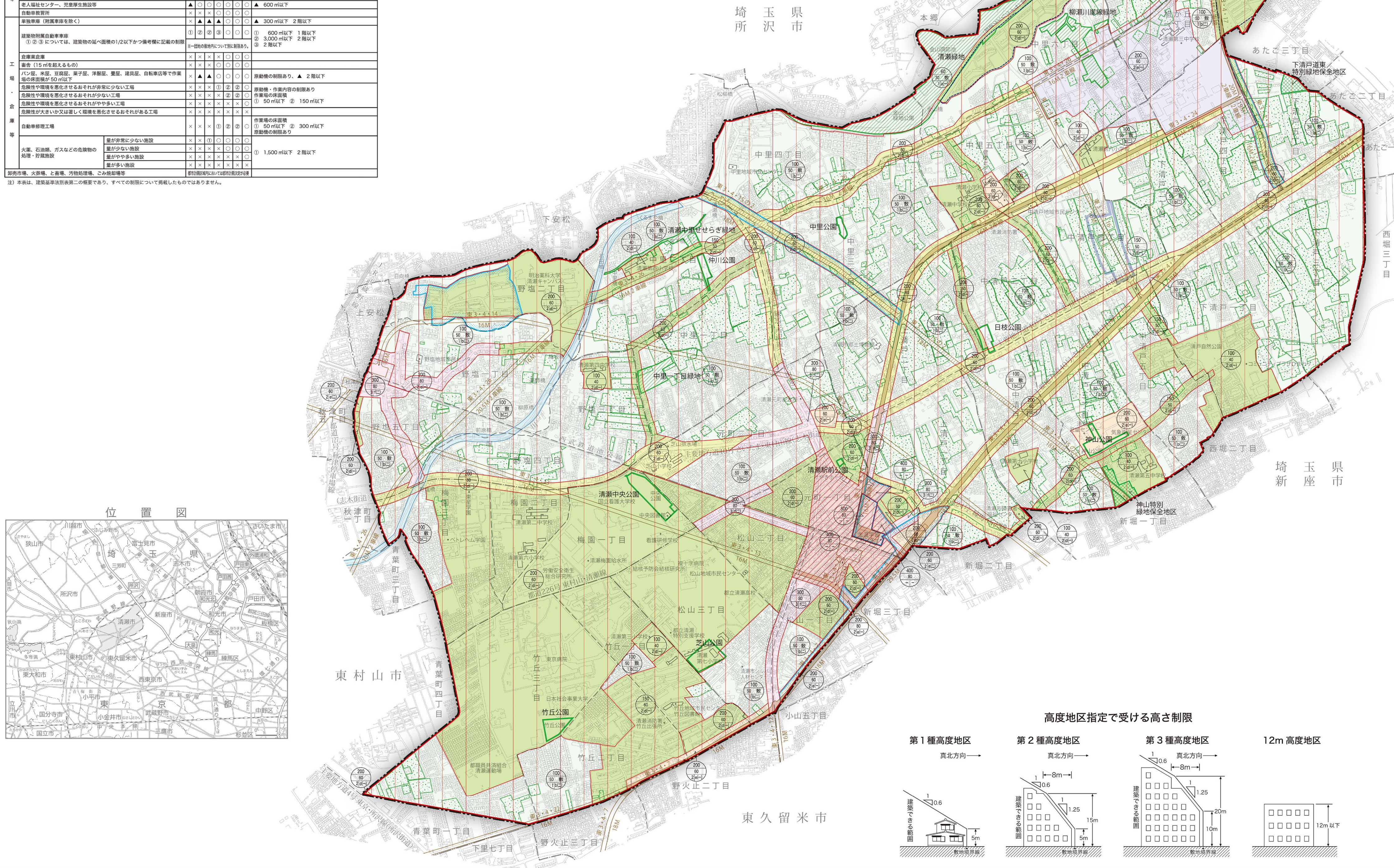
用途地域による建築物の用途制限の概要

	第一種低層住居専用地域	第二種中層住居専用地域	近隣商業地域	商業地域	工業地域	準工業地域	備考
用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 × 建てられない用途 ①、②、③、▲ 面積、階数等の制限有り							
住宅、共同住宅、寄附舎、下宿	○	○	○	○	○	○	宅形住宅での用途制限あり
農用施設で、宅形住宅の床面積50㎡以下かつ建築物の延べ面積2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	
店舗等々の床面積が150㎡以下のもの	×	×	×	○	○	○	① 日用品販売店、英会話、理髪店及び器具類専門店・サービス業等限りのみ、2 施設
店舗等々の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	○	○	○	①に比べて、物品販売店、飲食店、宿泊施設、銀行などのほか、電化製品取扱客サービスのサービス施設のみ、2 施設
店舗等々の床面積が150㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	○	○	○	② 2施設以下
店舗等々の床面積が1,000㎡を超えるもの	×	×	×	○	○	○	
事務所等の床面積が150㎡以下のもの	×	×	×	○	○	○	
事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	△	○	○	○	
事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	△	○	○	○	▲ 2 施設以下
事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	○	○	○	
事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	○	○	○	
戸建、雑居	○	○	○	○	○	○	
ボートینگ場、スクーター場、水泳場、ゴルフ練習場、バタニング練習場等	×	×	○	○	○	○	
カラオケボックス等	×	×	△	○	○	○	▲ 10,000 m ² 以下
音楽堂、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	○	○	○	▲ 10,000 m ² 以下
遊園地、映画館、交流センター、競技場	×	×	×	○	○	○	
キャバレー・ダンスホール、遊技打撃場等	×	×	×	○	○	○	▲ 娯楽打撃場を除く
幼稚園、小中学校、専門学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等	×	○	○	○	○	○	
図書館等	○	○	○	○	○	○	
定食処以外、一定規模以上の病院等	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	
病院	×	○	○	○	○	○	
保育所、公営市場、診療所	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	
老人短期入居型、児童発達支援施設	○	○	○	○	○	○	▲ 600 m ² 以下
高齢者憩育所	×	×	×	○	○	○	
単身学生寮（親戚家族を除く）	×	△	△	○	○	○	▲ 300 m ² 以下 2 階以下
建築物附属自來水は	① ②	②	②	②	②	②	① 600 m ² 以下 1 階以下 ② 3,000 m ² 以下 2 階以下 ※一階の敷地に7つ以上接続あり
① ② ③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ簿記載に記載の目的							
倉庫庫裏等	×	×	×	○	○	○	
畜舎（15㎡を超えないもの）	×	×	×	○	○	○	
パンプ房、米穀、豆腐屋、菓子店、洋酒屋、酒屋、建築具、自転車庫等で作業場の面積が50㎡以下	×	△	△	○	○	○	容積率の制限あり ▲ 2 階以下
危険性や環境を悪化させるおそれがある少ない工場	×	×	×	②	②	②	容積率・作室内の制限あり
危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場	×	×	×	②	②	②	作業場の面積が50 m ² 以下
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	⑤ 150 m ² 以下
危険性が大きくおそれる程度に悪化するおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	
自動車修理工場	×	×	×	②	②	②	作業場の床面積 ① 50 m ² 以下 ② 300 m ² 以下 容積率の制限あり
火薬、石油類、ガソリンなどの危険物の貯蔵・取扱い施設	×	×	×	○	○	○	① 1,500 m ² 以下 2 階以下
最も多い施設	×	×	×	×	×	×	
船舶修繕、汽船修、造船、船舶荷役場、汽船乗降場、汽船待合室	×	×	×	×	×	×	

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

清瀬市都市計画図

〔用途地域・高度地区・防火地域・準防火地域・地区計画・生産緑地地区・公園・緑地・都市計画道路等〕



凡 例						日 影 規 制				
地 域 地 区						日 影 規 制				
用途地域	図中の表示	建 ぺ 率	容積率	高 地 区	防 火 域	日 影 が 規 制 される建築物	規制 値 の 種 別	規 制 され る 日 影 時 間 規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離)		測定水面 平均地面 からの高さ
第一種低層 住居専用地域		30%	60%	第一種	無指定	軒高が7mをこえる 建築物又は地上 3階以上の建築物	a(一)	3時間以上	2時間以上	1.5m
		50%	100%	第一種	準防火地域		b(二)	4時間以上	2.5時間以上	
第一種中高層 住居専用地域		40%	100%	第二種	準防火地域	高さが10mをこえる建築物	d(一)	3時間以上	2時間以上	4.0m
		50%	150%	第二種						
		60%	150%	第二種						
		60%	200%	第二種						
		60%	200%	第二種			e(二)	4時間以上	2.5時間以上	
第二種中高層 住居専用地域		60%	200%	第二種	準防火地域	高さが10mをこえる建築物	d(一)	3時間以上	2時間以上	
		60%	200%	12m						
規 制 対 象 外										
第二種住居地域		60%	200%	第二種	準防火地域	高さが10mをこえる建築物	e(一)	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
準工業地域		60%	200%	第二種	準防火地域	高さが10mをこえる建築物	e(一)	4時間以上	2.5時間以上	
近隣商業地域		80%	200%	第二種	準防火地域	高さが10mをこえる建築物	f(二)	5時間以上	3時間以上	
		80%	300%	第三種						6.5m
商業地域		80%	400%	無指定	防火地域					規 制 対 象 外
		80%	500%							

※ 第一種低層住居専用地域における建築物の高さの限度は 10m です。

(注) 1. 本図の道路・公園の位置、地域地区等の境界はその概略を示したもので、詳細については東京都都市整備局が都市づくりに関する都市計画図又は清洲市都市整備部まちづくり課に備え置く指定図書を覧覧してください。

2. 建築確認申請等は東京都多摩建築指導事務所と相談してください。

3. 都市計画道路や都市計画公園等の都市計画施設の区域内で建築物を建築する場合には、都市計画法第 53 条の許可を受けなければなりません。詳細は清洲市都市整備部都市計画課までお問合せください。

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 6 都市基査第 55 号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計
都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 6 都市基街部第 152 号、令和 6 年 7 月